

平成30年10月12日

関係各位

群馬県テニス協会
会長 澁澤英男
(公印省略)

群馬県中学校体育連盟へのテニスの「準競技部」設置について

日頃から、当協会の事業につきまして、格別なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、別添資料のとおり、平成30年10月3日付け群中体連発第92号により、群馬県中学校体育連盟に平成31年4月1日をもってテニス競技が準競技部として設置されることが承認されたと報告がありました。

つきましては、本協会の加盟団体をはじめ、テニス愛好者へ周知していきたいと思っておりますのでご協力くださるようお願いいたします。

なお、今後も継続して中学校テニスの推進を図って参りますので、関係者の皆様のご支援とご指導を賜りますようお願いいたします。

群馬県テニス協会事務局
月・水・金曜日 10時～16時
TEL 027-223-7800
FAX 027-223-7803
E-mail gta@g-tennis.jp



群中体連発第92号
平成30年10月3日

群馬県テニス協会
会長 澁澤 英男 様

群馬県中学校体育連盟
会長 須川 清



テニスの「準競技部」設置について（報告）

平素より、本連盟の諸事業に対して、格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
本連盟では、藤岡多野中学校体育連盟・太田市中学校体育連盟より平成30年5月31日付で要望のありました標記の件について、常任理事会、理事会、競技部会、理事・評議員会において審議してまいりました。
つきましては、このことについて下記のとおりご報告申し上げます。

記

本連盟の競技部設置要綱（内規）に基づいて検討いたしました。
以前より貴協会からテニス競技の本連盟への設置について幾たびかご要望をいただきました。その時点では3 設置要件の（1）、（2）については条件を満たしていますが、（3）については太田市の1地区のみの設置、（4）についても活動している校数が基準を満たしておらず設置を見送ってまいりました。また、（5）については現時点においても日本中学校体育連盟・関東中学校体育連盟では設置が決定されておりません。しかしながら、平成29年度末に藤岡多野中体連に新たにテニス競技部が設置されました。このことにより設置要件の（3）「2地区以上に競技部が設置されていること」並びに（4）「部活動として10校が以上が活動していること」について、要件を満たすこととなりました。
つきましては、本連盟の競技部設置要綱 4 設置の基準（2）『「設置の要件」を4項満たす競技は準競技部として扱う』に該当し、検討を重ねた結果、9月7日に行われました平成30年度 第2回理事・評議員会にて平成31年度4月1日をもってテニス競技が準競技部として新たに本連盟に設置されることが承認されました。
なお、今後テニス競技が準競技部として活動するにあたっては、解決していかなければならない課題も多々ございます。貴協会におかれましては今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

添付資料：群馬県中学校体育連盟競技部設置要綱（内規）
（平成27年4月1日一部改正）
要望書（写）
（平成30年5月31日藤岡多野中体連・太田市中体連より提出）

群馬県中学校体育連盟事務局
住所 前橋市平和町2-13-24
TEL 027-233-6651
FAX 027-233-6670

群馬県中学校体育連盟競技部設置要綱（内規）

群馬県中学校体育連盟

平成18年4月1日

平成27年4月1日一部改定

1 目的

この要綱は、群馬県中学校体育連盟規約第6条に定められた競技部の設置について、新たな競技部を設置する場合に必要な事項を定めるものとする。

2 設置までの手順

(1) 競技部設置に関する検討は、次の場合に行う

- ① 各郡市中体連から要望があった場合
- ② (公財)日本中学校体育連盟、関東中学校体育連盟、(公財)日本体育協会、(公財)群馬県スポーツ協会、当該の競技団体等のいずれから要請があった場合
- ③ 群馬県教育委員会から要請があった場合
- ④ その他会長が必要と判断した場合

(2) 新たに競技部設置を要望するものは、下記の検討資料を用意するものとする。

- ①新規競技部設置要望書
 - ②組織役員を表すもの
 - ③事業概要を表すもの
- (いずれも中学生に関する内容とする)

(3) (1) 項の要望により、常任理事会、理事会で意見聴取し、理事・評議員会で協議し要否について決定する。

3 設置の要件

- (1) (公財)日本体育協会、(公財)群馬県スポーツ協会に加盟し、年間を通して計画的組織的な活動を実施していること。
- (2) 競技団体として、中学生の全国大会、関東大会、群馬県大会が実施されていること。
- (3) 本県14地区の中で2地区以上に競技部が設置されていること。
- (4) 本県の中学校で部活動として、10校以上活動していること。
- (5) (公財)日本中学校体育連盟、関東中学校体育連盟ともに競技部設置が決定されていること。

4 設置の基準

- (1) 上記の「設置の要件」を5項すべて満たす競技は、競技部として設置する。
- (2) 上記の「設置の要件」を4項満たす競技は、準競技部として扱う。

5 その他

準競技部とは基本的に本連盟競技部とし、強化費を配分をする。ただし、当分の間、主催大会に係る運営費は該当団体等が負担するものとする。